

改革案

1. 平成22年度までの適正化事業について

介護給付費の適正化事業については、平成20年度～22年度の3年間で「介護給付適正化計画」期間と定め、取り組んできているところであり、事業の実施率については全項目向上しているところであるが、保険者間で取組状況に地域差がみられたり、事業によって実施率等にばらつきがみられる。



2. 平成23年度以降における適正化事業の考え方

介護給付費の適正化事業は、その重要性に鑑み、平成23年度以降についても、平成22年度に行う「介護給付適正化計画」の検証・見直し事業を踏まえ、3年を期間とする計画を再度定めることを検討している。その際、「介護給付適正化計画」の中心に据えた主要5事業は、現場関係者の意見等を踏まえ、適正化効果が大きいものとして定めたものであることから、次期計画期間中においては、

- (1) 少なくとも現計画において都道府県毎に定めた主要5事業の実施目標(事業実施保険者数)を達成することにより、約8億円の効果を見込み、
(実施率:ケアプラン点検45.1%→90.0%、住宅改修等の点検79.0%→96.8%、給付費通知57.6%→88.0%
医療情報との突合68.9%→97.3%)
- (2) さらに、介護給付費通知及び医療情報との突合・縦覧点検における実施月数を全月数に拡大することにより、約8億円の効果を見込み、
(全月数に拡大:給付費通知7ヶ月分→12ヶ月分、医療情報との突合9ヶ月分→12ヶ月分)
平成20年度の効果額16.6億円と合わせて年間約32億円の効果を見込んでいるところである。

介護給付適正化計画を定めたのは平成20年度である等、介護給付適正化の取り組みはまだ途上であること、また、上述のように、主要5事業は一定の目に見える効果が見込めることなどから、次期計画においてもこの5事業を中心に、その着実な実施を図ることとしたい。併せて、適正化事業の必要性を理解しつつも体制が整わないこと等の理由により対応しきれていない保険者が多いことから、こうした具体的な適正化効果について周知・理解に努め、その実施を働きかけるとともに、適正化システムの効果的な活用手法について工夫する等、保険者の負担軽減についても配慮したい。

介護給付適正化計画検証・見直し等事業(案)

目的

平成23年度以降の介護給付費の適正化に係る事業内容、目標等の策定に資するため。

内容

1. 各都道府県において、介護給付適正化計画による成果等の分析・検証を行う。
〈分析にあたっての着眼点〉
 - ・事業実施率が低い場合、その理由は何か。単に体制ができない、予算がないということだけではなく、なぜ体制ができないのか、予算がないのか、どうすれば可能になるか、というところまで検証していただく。
 - ・効果がないという理由で未実施の場合、その理由や根拠を明確にしていただく。
2. 分析結果を報告いただき、国において介護給付適正化計画の検証及び見直しの検討を行い、23年度以降の事業内容、目標等について策定する。